

現役合格への 軌跡

2024年度 共通テスト日本史B 第2問 8 [問題編]

2024年まで、共通テスト日本史はA・Bに分けられていました。内容的には、日本史Aが近現代重視、従来の日本史が日本史Bです。日本史Aは日本史Bとの共通問題が含まれますが近現代重視ということもあり古代・中世の問題数が非常に少ないです。ただ日本史Aはほぼ理系用で、共通テストで利用できる大学は限られていました。

問 次の史料1・表1を踏まえ、8世紀における調という税目の塩の納入に関する後の文a～dについて、正しいものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。

史料1

凡そ調の絹・あしぎぬ 絁・糸・綿・布は、ならびに郷土の所出しよしゆつに随えよ。(中略)もし雑物輸
さば、(中略)塩は三斗。 (養老令)

(注) 絁：絹製品の種類。

表1 調の塩の納入にともなう荷札の事例(平城宮跡出土木簡)

納入年	負担者	納入国	納入量
727年	<small>みよしのくにより</small> 三次国依	若狭国	3斗
755年	<small>わにべのひとり</small> 和爾部人足	尾張国	3斗
761年	<small>ややたべのますうら</small> 矢谷田部益占	紀伊国	3斗
761年	<small>たじひべのみまろ</small> 丹比部蓑麻呂	淡路国	3斗
770年	<small>みやけひとのきぬまろ</small> 三家人衣万呂	若狭国	3斗
不明	<small>かものきぬまろ</small> 鴨君麻呂	備前国	3斗

- a 令に規定された量で実際に納入されていた。
- b 口分田の支給対象である男女が負担していた。
- c 海に面した国から納入されていた。
- d 都より東側の国からは納入されなかった。

① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

【解答】

正解：①

【解説】

- a. 正文。史料1の最後に「塩は三斗」とあり、表1の納入量の欄が全て「3斗」となっている。
- b. 誤文。調・庸・雑徭は女子には課されない。
- c. 正文。若狭国（今の福井県）、尾張国（今の愛知県）、紀伊国（今の和歌山県）、淡路国（今の兵庫県）、備前国（今の岡山県）と、全て海に面した国であることがわかる。
- d. 平城京よりも東側の尾張国からも納められている。

日本史の通史で学んだ知識が必要であることはもちろん（bの文）ですが、表や史料をしっかりと読み解くこと、書かれていることから考えることなどが求められています（aの文）。また、地図は与えられていませんが、地図を思い浮かべて判断しなければならない問題（c・dの文）が出題されました。通史の学習だけでなく、古代の国名などもしっかり覚えて、今の何県のあたりかなど、位置まで確認しておく必要がありますね。

現役合格への 軌跡

2024 年度 共通テスト日本史 B 第 3 問 13 [問題編]

次の問題は 2024 年度の共通テスト日本史 B のすべての問題の中で、一番良問であったのではないかと筆者が思っている問題です。

問 下線部「1297 年の永仁の徳政令については、御家人以外の人たちも適用を求めたことがあった」に関連して、永仁の徳政令(**史料 1**)と、1345 年に山城国下久世荘の名主・百姓が永仁の徳政令の適用を荘園領主の東寺に求めた申状(**史料 2**)に関して述べた後の文 a～d について、正しいものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。

史料 1

一 質券売買地^(注1)の事 永仁五年三月六日

右、地頭御家人買得の地においては、本条^(注2)を守り、二十か年を過ぐるは、本主^(注3)取り返すに及ばず。非御家人ならびに凡下^(注4)の輩^{どもがら}買得の地に至りては、年紀の遠近を謂わず、本主これを取り返すべし。
(「東寺百合文書」)

(注 1) 質券売買地：質入れや売買した土地。

(注 2) 本条：ここでは御成敗式目第 8 条のこと。

(注 3) 本主：もとの持ち主(売主)。

(注 4) 凡下：庶民。

史料 2

山城国下久世荘の名主・百姓が、荘園領主の東寺に申し上げます。かつての買主の子孫と称する者が、われわれが取り戻した売却地の返還を求める訴訟を起こしました。これはとんでもない言いがかりです。なぜならば、永仁五年三月六日に鎌倉幕府が立法した徳政令と、同じく七月二十二日に幕府が六波羅探題へ送った指令書には、「非御家人ならびに凡下の輩の質券売買の地においては、年紀の遠近を謂わず、売主これを取り返すべし」と見えるからです。どうか不当な訴訟を棄却してください。(「東寺百合文書」大意)

- a **史料 1** は、本主が誰であっても、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
- b **史料 1** は、本主が御家人であれば、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである。
- c **史料 2** は、下久世荘の名主・百姓が、**史料 1** の規定を読み換え、訴えを退けるよう主張したものである。
- d **史料 2** は、下久世荘の名主・百姓が、**史料 1** の規定に基づき、訴えを退けるよう主張したものである。

① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

【解答】

正解：③

【解説】

- a 誤文。史料 1 の永仁の徳政令は、窮乏化した御家人の救済のために出された法令です。よって、「本主（所領を担保にお金を借りた人物）が誰であっても」が誤りとなります。
- d 誤文。御家人を救済するための法令ですので、「御家人」が「非御家人や凡下の輩」から所領を担保に借金をした場合は、その取引が何年前であっても、所領を無償返却しなさいといっているのであって、「非御家人」が「非御家人や凡下の輩」から所領を担保に借金をした場合に適用されません。御家人ではない「名主・百姓」が、自分たちの祖先の取引にもあてはまると読み換えて（勘違いして）、所領を取り戻したために買い主の子孫から訴えられ、その訴えを退けようとしていることがわかります。

永仁の徳政令の内容を表面的に覚えているだけでは、正解にたどり着きにくい問題と言えます。これを読んでくれている皆さん、ここからはどんどん過去問を解いてください。講義などで得てきた知識を用いて、与えられたリード文・史料・グラフ・地図・絵画や写真などと照らし合わせて正解にたどり着くという経験を積んで、問題形式に慣れたり、自分は解くのにどれくらい時間がかかるかななどを体感していただきたいと思います。

今回は 2023 年度の共通テスト日本史 B を解説する予定です。